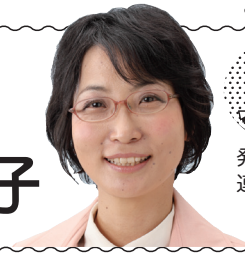


日本共産党

高槻市議員

きよた 純子



ニュース

2018年1月15日
NO. 68

発行：日本共産党高槻市議員団 きよた純子
連絡先：議員団控室
TEL072-674-7230 FAX072-674-3202
上本町3-25 TEL/FAX. 676-5068

教員の多忙化について

文部科学相の諮問機関、中央教育審議会（中

教審）が、昨年12月12日、「学校における働き方改革」についての「中間まとめ」を決定しました。教員の長時間労働が社会的問題になるなか注目される動きです。

フの充実を求めました。政府統計によると持ち帰り残業を含めると公立小学校で約6割の中学校で8割近い教員が過労死ラインの時間を超えて働いています。

す。それだけ働いても肝心の授業準備や子どもと接する時間が十分にとれません。この問題は、教員の命と健康を守るとともに、子ども達の教育の質を左右する課題です。

11人が精神疾患の休職者です。精神疾患での休職が多い状態が続いています。

教育委員会は、一昨年11月から昨年3月まで、教員の時間外在校時間調査を実施しました。長期休みがない11月で見ると、時間外勤務が小学校は月42時間23分、中学校は月59時間53分です。

しかし、高槻市では家への持ち帰り仕事の時間は調査していません。個人情報にかかわらない授業の準備や保護者への配布物など、多くの教員が家で仕事をしていきます。学校は9時で閉るので、持ち帰らなければならない状況もあります。仕事の持ち帰りの時間はどれくらいなのか、時間がかかる仕事は何なのかなど、アンケートで把握することは可能です。私は市に持ち帰り仕事の時間も含めて調査をするよう求めました。

教員の多忙化解消にむけ調査と対策の充実求める

私は昨年9月議会

で、教員の多忙化解消に向けた実態調査と対策について質問しました。

昨年度の高槻市の教育現場では、病気休職者は15人で、そのうち

高槻市は、この間小学校全学年で35人学級を実施し、きめ細かな学習指導ができるようになり、保健室に行く子どもの数も減っていると、議会でも答弁

水道料金の値下げを要求

高槻市が水道水を購入している大阪府広域水道企業団

が、4月から水1立方メートル当たりの額を3円値下げします。

値下げによる高槻市の軽減額は、約7,500万円です。

今回の値下げ分については、一定程度水道料金の値下げにあてるべきです。

さらに、水道企業団の財政状況は、毎年

黒字が続き、数年後にはさらに値下げが可能で

日本共産党市議会議員団は市長への来年度の予算要望や議会で水道料金の値下げを求めています。そ



3月議会日程

3月1日 (木)	本会議／平成30年度施政方針説明。他
7日 (水)	本会議／代表質問
8日 (木)	本会議／質疑
9日 (金)	本会議／質疑
13日 (火)	福祉企業委員会
14日 (水)	都市環境委員会
15日 (木)	文教市民委員会
16日 (金)	総務消防委員会
27日 (火)	本会議／採決、一般質問
28日 (水)	本会議／一般質問

※いずれも午前10時開会です。





陸軍工兵第四れん隊の「宮門跡」

ました。一中学校や教育研究所、母子寮を旧兵舎に戦後、工兵施設設置することができたのは高槻市に払い下げられ、市民グラウンド・島上高校などの教育・文化・スポーツ施設が次々と設けられ、

兵舎跡を教育・文化に利用
戦争から平和への願い

城跡公園には陸軍の
した。

工兵第四れん隊の施設が1909年に伏見より移転され、1945年の終戦までありました。終戦時には1825人の兵士がい

高槻市史には「かつて工兵隊へ用地を寄付した経緯を明示しつつ、猛烈な払い下げ請願運動を展開したのであった。その結果、第

高槻市史には「かつ

て工兵隊へ用地を寄付した経緯を明示しつつ、猛烈な払い下げ請願運動を展開したのであった。その結果、第一中学校や教育研究



被爆庁舎の前庭敷石



長崎の被爆
クスノキ二世

長の要請により、被爆庁舎の前庭の敷石を広島市からいただきました。当時の広島市長の「この石が核兵器の廃絶と、世界の恒久平和の実現という広島の悲願を訴える生き証人として高槻市民のみなさんと生き続けることを願っています」との

言葉が添えられています。

広島庁舎の被爆の石
核兵器廃絶への思い託して

平和な郷土建設にふさわしい姿へと転生したのであった」と記されています。

去の悲惨な戦争を再び
くりかえすことのない
ように、高槻市民の平
和モニュメントとして
保存する」とあります。

「高槻市原爆被害者の会」が植樹された広島島の被爆アオギリ二世や長崎の被爆クスノキ二世などの平和記念樹もあります。

城跡公園の再整備が行われます。その際、平和記念碑や平和記念樹、戦績跡などを残し、市民にわかりやすい整備をするのを平和団体、共産党市議団は要望しています。



望しています。

旧植木団地（川添町）の 経過と最近の動向

植木団地は同和事業のいっかんとして、市が1975年から富田園芸組合に土地を貸してきました。市はこれまで植木剪定ゴミの処理費や土地代を2002年の地対財特法終了後から13年も軽減し、優遇してきましたが、植木団地の使用許可は2014年11月30日で終了しています。しかし、現在も明け渡しはされていません。そのため、市は裁判による判断を求め係争中です。

植木団地跡地についての裁判

第一審は土地建物明渡請求などで市が全面勝訴

植木団地に関する訴訟について、昨年12月13日に大阪地裁で第一審の判決言い渡されました。

富田園芸協同組合側は植木団地を継続して使用できるように、「行政財産の使用不許可決定取り消し」等の請求を行っていました。一方、市側が求めていた土地建物明渡や損害賠償請求が認められ、市の全面勝訴という結果となりました。しかし、同組合はこの判決を不服とし、控訴。今後は、高等裁判所へ移行します。

きよた純子

定例・市政相談会

第3(木)午後2時～4時

場所：八幡町1-33
TEL：673-0002

第4(木)午後2時～4時

場所：川添2-3-12
TEL：692-0144

事前に電話で
ご連絡ください
676-5068